

# 板橋区民農園運営要綱

(昭和46年2月20日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、都市生活を営む区民が、野菜の栽培等を通して、自然にふれあう機会を設けるために行う区民農園事業の運営について必要事項を定め、もって農業に対する理解を深め、あわせて良好な都市環境の形成と農地の保全を図ることを目的とする。

(設置)

第2条 前条の目的を達成するため、区長は、相当と認めた土地を期間を定めて土地所有者から借上げ、板橋区民農園（以下「農園」という。）を設置する。

2 農園の面積は、毎年度予算の範囲内において区長が決定する。

(利用資格)

第3条 農園を利用することができる者（以下「利用者」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 板橋区内に住居を有し、現在耕作可能な土地を有せず、園芸に熱意のある世帯
- (2) 板橋区内の幼稚園、特別支援学校、児童福祉施設（母子生活支援施設及び助産施設を除く。）、老人クラブ、指定障害者支援施設等、教育又は福祉を目的とする施設及び団体
- (3) 前2号に掲げるもののほか、成増農業体験学校卒業生のみで構成されている団体
- (4) その他特に区長が認めたもの

(利用区画及び面積)

第4条 利用者が利用できる区画は、全農園を通じて1世帯につき1区画とし、その面積は、1区画おおむね15平方メートルとする。ただし、前条第2号から第4号に規定するものの利用区画及び面積については、別に定める。

(利用条件)

第5条 利用者は、農園を利用することにより地上権、耕作権その他一切の権利を有することとなるものではない。

2 農園の利用に必要な用具、その他の器材、種苗及び肥料等は、原則として利用者の負担とする。

(利用期間)

第6条 利用者が農園を利用できる期間は、区長が定める利用開始日から翌年の1月末日までを限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、区長は、必要があると認めるときは、利用期間を変更することができる。

(募集及び利用申込)

第7条 利用者の募集は、一般公募により行う。

2 農園の利用を希望するものは、利用申込書を区長に提出しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、第3条第2号から第4号に掲げるものの募集及び申込みについては、別に定める。

(利用承認)

第8条 区長は、前条の申込みがあったものについて、第3条に定める資格及び内容を審査し、利用を承認する。ただし、申込み数が募集区画数を超えたときは、抽選により利用者及び補欠利用者を決定する。

2 区長は、農園の利用を承認したときは、利用承認書を利用者に交付する。

(利用料の負担)

第9条 利用者は、板橋区が農園を維持運営するために要する経費の一部として、利用承認期間に応じて、1区画あたり別表に掲げる利用料を負担しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第3条第2号から第4号に掲げるものの利用料は、別に定める。

(利用料の還付)

第10条 既に納付した利用料は、還付しない。ただし、区長は、相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(行為制限)

第11条 利用者は、農園において次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 建物及び工作物を設置すること。
- (2) 営利を目的として作物を栽培すること。
- (3) 利用承認を受けた区画を他人に転貸し、又は交換すること。
- (4) 利用承認を受けた区画以外の土地で作物を栽培すること。
- (5) 前各号に掲げる事項のほか、農園の円滑な実施及び運営の支障となること。

(利用承認の取消)

第12条 区長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用承認を取り消すことができる。

- (1) 第3条に規定する利用資格に該当しなくなったとき。
- (2) 偽り又は不正の手段により、利用承認を受けたとき。
- (3) 2週間以上農園を利用しないとき。

- (4) この要綱又はこれに基づく定めに違反したとき。
- (5) 区が都合により、止むを得ず、利用期間内に農園を休廃止する必要があるとき。

(農芸指導員の設置)

第 13 条 利用者に対する適切な指導及び助言等を行うため、農園に農業経験豊かな農芸指導員を置く。

2 農芸指導員の配置及び職務等は、別に定める。

(管理人の設置)

第 14 条 農園及び施設の適切な維持管理を行うため、農園に管理人を置く。

2 管理人の配置及び職務等は、別に定める。

(原状回復)

第 15 条 利用者は、利用承認の期間が終了する期日までに利用区画を原状に復し、区長に返還しなければならない。

2 第 12 条の規定に基づき利用承認を取り消されたものは、すみやかに利用区画を原状に復し、区長に返還しなければならない。

3 利用者が第 1 項及び第 2 項による原状回復義務を履行しないときは、耕作物等の所有権を放棄したものとみなす。

(管理運営)

第 16 条 農園の適切な管理運営に必要な事項は別に定める。

(委任)

第 17 条 この要綱に定めのない事項は、別に産業経済部長が定める。

付 則

この要綱は、昭和 46 年 2 月 20 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 10 年 3 月 2 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 16 年 3 月 31 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 25 年 3 月 1 日から施行する

付 則

1 この要綱は、令和 7 年 3 月 1 日から施行する。

2 この要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

別表（第9条1項関係）

利用承認期間	利用料
9か月を超え12か月未満	6,200円
6か月を超え9か月以下	4,500円
6か月以下	3,400円